

2025年3月17日

お客様各位

2024年9月に発生した豪雨災害に対する災害義援金の取扱いについて
—石川県珠洲市・鳳珠郡能登町への災害義援金—

去る2024年9月21日に発生した能登半島豪雨災害により、石川県珠洲市・鳳珠郡能登町において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 寄付先および取扱期間

石川県珠洲市・鳳珠郡能登町

2024年11月1日（金）～2025年12月26日（金）

2. 振込先

窓口にて次の口座にお振り込みください。

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
石川県 珠洲市	珠洲市令和6年 能登豪雨災害義援金	興能信用金庫 珠洲支店	007	普通	8083550
石川県 鳳珠郡能登町	能登町令和6年 能登豪雨災害義援金	興能信用金庫 本店	001	普通	8110490

3. 振込手数料

無 料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》

本義援金をお振り込みいただいた際の振込依頼書の控え（振込金受取書）が、所得税等の寄付金控除の手続きにおける証明書類となります。

なお、地方公共団体が発行する受領証が必要な場合は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。（後日、寄付先の地方公共団体から直接受領証が送付されます）。

※ 詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以 上